

定期監査の結果に基づき講じた措置内容の公表について

令和3年度における事務の執行に係る定期監査の結果に基づき講じた措置の内容について、千代田区長から別紙（写）のとおり通知があったので、地方自治法第199条第14項後段の規定に基づき、これを公表する。

令和5年3月31日

千代田区監査委員 印 東 大 祐

千代田区監査委員 野 本 俊 輔

千代田区監査委員 河 合 良 郎



4千政総務発第394号
令和5年3月31日

千代田区監査委員 印東 大祐
千代田区監査委員 野本 俊輔 様
千代田区監査委員 河合 良郎

千代田区長 樋口 高顕
(公印省略)

定期監査の結果に基づく措置対応について

令和4年9月1日付、4千監査発第46号により千代田区監査委員から通知のあった件について、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、下記のとおり措置を講じましたので、その内容を通知いたします。

記

1 地方自治法第199条第14項の規定に基づき措置した内容

定期監査結果報告書の内容等を確認したのち、各部長に通知し、すべての指摘事項等の対応について報告を求め、特に留意すべきとして指摘を受けた事項については、措置対応を別紙のとおり取りまとめました。

その後、全職員にこれらの指摘事項等を認識させるため、その情報を共有し、各所属長に事項確認を求めました。

あわせて、各所属の事務を執行する責任者である各部長、会計管理者及び各事務局長には、区民サービスの向上に努めるとともに、信頼される区政の実現に向けて、職員の事務処理能力の向上に取り組むよう下命しております。

2 その他

本通知文の発出については、他実施機関の措置対応も含めて、報告しております。



◎特に留意すべき指摘事項の措置対応

1 収入事務について

【指摘概要】

- 調定の時期や内容（納期限など）について、会計事務規則等の定めと異なる処理をしている事例が数多く見受けられた。
- 調定後に行う納入の通知においても、納入通知書と納付書を混同している事例が見受けられた。

【措置対応】

- 会計室作成のマニュアルにより手順・手続きを改めて確認し、適正な調定事務の周知徹底を図りました。また、収納事務の手順書を作成し、組織内で共有して適正な事務処理を行うようにしました。

2 基金の繰入れについて

【指摘概要】

- 子ども・子育て支援事業基金について、令和3年度に計上した子ども・子育て支援事業基金繰入金予算額を上回る額を歳入に繰り入れていた。

【措置対応】

- 予算の統制及び基金の管理の観点から歳入予算額以上に繰り入れることは好ましいこととは言えないため、次年度以降の基金繰入れに際しては、当該基金歳入予算の範囲内で繰り入れるようにします。

3 事務の執行と内部統制について

【指摘概要】

- 財務に関する事務の執行に関連して起案した文書において、決裁完了後に変更を加えることができる事項を誤認して処理していた事例が認められた。
- 超過勤務等命令簿やP A S M O及びタクシーチケットの旅行命令簿等について、事例は減ったものの、記載内容の誤りや押印漏れ、旅行命令簿と受払簿とでの金額の相違など軽微な誤りが、例年同様数多くの課等で見受けられた。
- 定期監査において指摘された事項をチェックリスト化し、所属内で自己点検するよう求めているが、自己点検の状況を確認したところ、誤りが無いとしながら実際には誤った処理を行っていたり、点検時に誤りは無かったが、その後誤った処理を行っていたりした事実が少なからず認められた。また、「事務処理チェックリスト」を活用して随時点検を行っていた課等もある一方、依頼があったときに点検したのみ、という課等が大半であった。

【措置対応】

- 起案文書の変更に対する誤認については、意思決定文書を事後修正する場合のルールを周知徹底しました。また、決裁者は決裁後修正した文書が再度回覧さ

れた際には、修正内容の確認を徹底しました。

- P A S M Oの旅行命令簿等の記載内容の誤りや押印漏れ等については、命令簿と受払簿の照合を複数の職員によりダブルチェックを行い、命令簿は月ごとに印刷し、旅行者印と命令者印の押印有無を確認することにしました。
- 各所属の自己点検後の処理等に関する指摘については、責任者である所属長の意識啓発のため、点検結果及び再発防止策に対する所属長の所見記載欄を新たに設けたほか、部等の単位で取りまとめることによるダブルチェックも必須とし、職場内のチェック体制を強化しました。また、事務執行時に「事務処理チェックリスト」随時活用をするよう周知しました。

4 表計算ソフトの活用について

【指摘概要】

- 表計算ソフトは単に計算する手間が軽減されるだけでなく、関数などを活用することで複雑な処理も行えるなど自由度が高い反面、職員によって習熟度に差があることから、旅行命令簿や受払簿では、計算式に数値を上書きするなど入力誤りにより正しい金額が表示されない、などの事例が後を絶たない。

【措置対応】

- 「事務処理チェックリスト」に、操作に不慣れな職員の使用想定への配慮や入力後の計算結果やデータ間の整合性をチェックする項目を新たに追加しました。

5 総合行政システムリプレースについて

【指摘概要】

- 今後事務処理のシステム化が進んだとしても、事務に関する基本的な知識を身に付けておくことは依然として重要であり、特に財務会計事務は地方自治法などを根拠とするものが多いため、正しい理解に基づかずに処理を行えば、気づかないうちに法令違反を犯していた、という事態すら起こりかねない。DXが進んだ時代にあっても、公務員として財務会計法令を理解することが大切であることを改めて認識する必要がある。

【措置対応】

- 監査指摘事項に基づき、「発生原因」「再発防止策」「対応・改善結果」を検証・実践し、関係法令等で規定された適正な手順・手続きを全庁的に共通認識とするために、「対応・改善資料集」を作成・配付して再発防止に努めました。また、「事務処理チェックリスト」による各課での事務点検や事務執行を他部の所属職員（検査員）による自己検査を実施し、誤った処理の是正を行いました。さらに、年度当初には庶務担当職員等を対象とした事務執行説明会を開催し、多様な事務執行を適正かつ統一的に処理する各事務執行マニュアル

の周知をはじめ、決裁権者となる係長への昇任時の研修などにおいて、「事務処理チェックリスト」を活用して決裁時の注意点等を指導し、再発防止に努めています。